

道路関係四公団民営化民営化関係 4 法案の会計に関する部分の抜粋

業務内容

- ・ 機構法 12 条（業務の範囲）
- ・ 会社法 5 条（事業の範囲）

協定に関する規定

- ・ 機構法 13 条（協定）1 項、5 項
- ・ 会社法 6 条（協定）

業務実施計画

- ・ 機構法 14 条（業務実施計画）1 項

貸付料に関する規定

- ・ 機構法 17 条（道路資産の貸付料の額の基準）
- ・ 機構法 31 条（機構の解散）

料金に関する規定

- ・ 特措法 23 条（料金の額等の基準）1 項 1 号、3 号
- ・ 特措法 52 条（道路資産等の道路管理者への帰属）

道路資産及び債務の引受

- ・ 特措法 51 条（道路資産等の帰属）6 項を除く
- ・ 機構法 15 条（道路資産に係る債務の引受け等）1 項

開始 B / S 関係

- ・ 資産承継計画

- ・ 施行法 13 条（基本方針）1 項、2 項
- ・ 施行法 14 条（実施計画）1 項、2 項

- ・ 資産評価

- ・ 施行法 15 条（公団の解散等）3 項、4 項

- ・ 出資金

- ・ 施行法 15 条（公団の解散等）1 1 項

- ・ 連帯債務

- ・ 施行法 16 条（道路債券等に係る債務に関する連帯債務）1 項

会計規定関係

- ・ 通則法 37 条（企業会計原則）
- ・ 通則法 38 条（財務諸表等）
- ・ 通則法 39 条（会計監査人の監査）
- ・ 通則法 49 条（会計規程）
- ・ 機構法 19 条（区分経理）
- ・ 通則法 44 条（利益及び損失の処理）
- ・ 機構法 21 条（利益及び損失の処理の特例等）
- ・ 機構法 24 条（返済計画）
- ・ 会社法 14 条（会計の整理等）

< 略称 >

機構法：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

会社法：高速道路株式会社法案

特措法：道路整備特別措置法案（日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案）

施行法：日本道路公団等民営化関係法施行法案

通則法：独立行政法人通則法

業務内容

・ 機構法 12 条（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
- 二 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 三 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 四 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。
- 五 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 六 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 七 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
- 八 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（同法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
- 九 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
 - 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。
 - 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させること。
 - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

・ 会社法 5 条（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築
 - 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）
 - 三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理
 - 四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - 五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業
 - イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。
- 一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
 - 二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
 - 三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、

長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。）

四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛・県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本 県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）

五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項に規定する整備計画に即して行わなければならない。

4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。

5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

協定に関する規定

・ 機構法 13 条（協定） 1 項、 5 項

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあつては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

5 機構は、おおむね五年ごとに、前条第一項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、会社に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

・ 会社法 6 条（協定）

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定（次項において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

業務実施計画

・ 機構法 14 条（業務実施計画）1 項

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき（前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあっては、そのすべての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 機構の収支予算の明細
- 八 その他国土交通省令で定める事項

貸付料に関する規定

・ 機構法 17 条（道路資産の貸付料の額の基準）

第十七条 会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該高速道路に係る機構の第十二条第一項の業務に要する費用その他の政令で定める費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の貸付料の額の基準は、政令で定める。

・ 機構法 31 条（機構の解散）

第三十一条 機構は、別に法律で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日までに解散する。

2 機構は、高速道路勘定において、前項の規定による解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。

3 機構は、解散した場合において、高速道路勘定に係る残余財産を、高速道路勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4 機構は、解散した場合において、高速道路勘定以外の勘定について、その債務を返済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を、当該勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

料金に関する規定

・ 特措法 2 3 条（料金の額等の基準）1 項 1 号、3 号

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

・ 特措法 5 2 条（道路資産等の道路管理者への帰属）

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。）は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）に帰属する。

道路資産及び債務の引受

・ 特措法 5 1 条（道路資産等の帰属） 6 項を除く

第五十一条 会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、次項の規定により機構に帰属する日前においては、当該会社に帰属する。

2 第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日以後においては、前項の道路資産（当該工事完了の公告が工事の一部の完了である場合にあつては、当該完了した工事の部分に係る道路資産）は、機構に帰属する。

3 前項の規定にかかわらず、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて次に掲げる事項を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、同項の規定により機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い、機構に帰属する。

一 機構に帰属する道路資産の内容

二 道路資産が機構に帰属する予定年月日

4 会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によつて増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属する。

5 会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他機構法第二条第二項の政令で定める物件は、当該会社に帰属する。

7 第一項の規定により会社に帰属した道路資産、第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産及び第五項の規定により会社に帰属した物件は、第四十九条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において道路管理者に、前条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において地方道路公社に帰属する。

8 普通財産である国有財産は、会社等又は機構が道路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかわらず、当該会社等又は機構に無償で貸し付けることができる。

・ 機構法 1 5 条（道路資産に係る債務の引受け等） 1 項

第十五条 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。

開始 B / S 関係

・ 資産承継計画

・ 施行法 13 条（基本方針）1 項、2 項

第十三条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。
 - 一 会社及び機構に引き継がせる業務の種類及び範囲
 - 二 会社及び機構に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
 - 三 その他会社及び機構への業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

・ 施行法 14 条（実施計画）1 項、2 項

第十四条 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

- 一 日本道路公団 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
 - 二 首都高速道路公団 首都高速道路株式会社
 - 三 阪神高速道路公団 阪神高速道路株式会社
 - 四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡高速道路株式会社
- 2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

・ 資産評価

・ 施行法 15 条（公団の解散等）3 項、4 項

- 3 前二項の規定により会社及び機構並びに国及び出資地方公共団体が公団から承継する資産（国及び出資地方公共団体が承継するものにあつては、前項第一号に掲げるものに限る。）の価額は、会社及び機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

・ **出資金**

・ **施行法 15 条（公団の解散等） 1 1 項**

- 11 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び出資地方公共団体から公団に対し出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継した会社の株式の総数の価額に相当する金額を減じた額（以下この項において「承継出資額」という。）は、政府及び出資地方公共団体から機構に対し出資されたものとし、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額及び承継出資額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

・ **連帯債務**

・ **施行法 16 条（道路債券等に係る債務に関する連帯債務） 1 項**

第十六条 前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務（同項の規定により機構が承継したものを除く。）及び当該承継の時において発行されている同欄に掲げるすべての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社又 は機構	日本道路公団の借入金又は 道路債券	東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社及 び機構
首都高速道路株式会社又は 機構	首都高速道路公団の借入金 又は首都高速道路債券	首都高速道路株式会社及び 機構
阪神高速道路株式会社又は 機構	阪神高速道路公団の借入金 又は阪神高速道路債券	阪神高速道路株式会社及び 機構
本州四国連絡高速道路株式 会社又は機構	本州四国連絡橋公団の借入 金又は本州四国連絡橋債券	本州四国連絡高速道路株式 会社及び機構

会計規定関係

・ 通則法 37条（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

・ 通則法 38条（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

・ 通則法 39条（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

・ 通則法 49条（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

・ 機構法 19 条（区分経理）

第十九条 機構は、第十二条第一項の業務又は同条第二項の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

・ 通則法 44 条（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。（ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。）

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

・ 機構法 21 条（利益及び損失の処理の特例等）

第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

2 機構は、高速道路勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

3 機構は、高速道路勘定以外の勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変

更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

- 4 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 6 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

・ 機構法 24 条 (返済計画)

第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の返済計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

・ 会社法 14 条 (会計の整理等)

第十四条 会社は、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

- 2 会社は、その会計の整理に当たっては、国土交通省令で定めるところにより、第五条第一項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業とを区分しなければならない。
- 3 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。